

(I) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号)により、規制地域内の工場及び事業場から排出される悪臭について規制基準が定められており、福岡市は市内全域が規制地域に該当しています。

また、特定悪臭物質の濃度を規制するだけでは不十分な場合もあることから、これを補完する目的で「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、必要に応じて臭気指数による指導を行っています。この要綱は、悪臭防止法の規制地域(福岡市全域)に適用されます。

特定悪臭物質の物質濃度規制基準は表2.2-34に、臭気指数の指導基準は表2.2-35に示すとおりです。

表 2.2-34 特定悪臭物質の規制基準

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和48年5月31日 福岡市告示第82号 最終改正 平成8年1月4日 福岡市告示第4号)

	特定悪臭物質	規制基準	
1	アンモニア	1	ppm 以下
2	メチルメルカプタン	0.002	ppm 以下
3	硫化水素	0.02	ppm 以下
4	硫化メチル	0.01	ppm 以下
5	二硫化メチル	0.009	ppm 以下
6	トリメチルアミン	0.005	ppm 以下
7	アセトアルデヒド	0.05	ppm 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05	ppm 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02	ppm 以下
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	ppm 以下
12	イソバレールアルデヒド	0.003	ppm 以下
13	イソブタノール	0.9	ppm 以下
14	酢酸エチル	3	ppm 以下
15	メチルイソブチルケトン	1	ppm 以下
16	トルエン	10	ppm 以下
17	スチレン	0.4	ppm 以下
18	キシレン	1	ppm 以下
19	プロピオン酸	0.03	ppm 以下
20	ノルマル酪酸	0.001	ppm 以下
21	ノルマル吉草酸	0.0009	ppm 以下
22	イソ吉草酸	0.001	ppm 以下

備考：規制値は、敷地境界の規制値を記載しています。排出口及び排出水の規制値は、この規制値及び流量や排出口高さなどをもとに算出します。

表 2.2-35 臭気指数の指導基準

区 分		指導基準 (臭気指数)
敷地境界		10
排出口	排出口の高さ 5m 以上 15m 未満かつ排ガス量が 300Nm <sup>3</sup> /以上	25
	排出口の高さ 5m 以上 30m 未満	28
	排出口の高さ 30m 以上 50m 未満	30
	排出口の高さ 50m 以上	33

出典：「福岡市悪臭対策指導要綱」(平成7年6月 福岡市)

(オ) 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）第3条第1項により、表2.2-36及び表2.2-37に示す全国一律の排水基準が設定されています。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、表2.2-38に示すとおり、「水質汚濁防止法」第3条第3項の規定に基づく博多湾に流入する区域として、表2.2-39に示す上乘せ排水基準（那珂川、御笠川及びそれに流入する河川）が設定されています。

表 2.2-36 排水基準（有害物質に係る排水基準）

「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号  
最終改正 平成24年5月23日 環境省令第15号）

	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
2	シアン化合物	1 mg/L
3	有機りん化合物 ※パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及びEPNに限る	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	10 mg/L
26	ほう素及びその化合物（海域）	230 mg/L
27	ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	8 mg/L
28	ふっ素及びその化合物（海域）	15 mg/L
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
30	1,4-ジキナ	0.5 mg/L

備考) 1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
2. ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年 政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年 法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

## 2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

表 2.2-37 排水基準（生活環境に係る排水基準）

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

最終改正 平成 24 年 5 月 23 日 環境省令第 15 号）

	有害物質の種類	単 位	許容限度
1	水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）		5.8～8.6
2	水素イオン濃度（海域）		5.0～9.0
3	生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
4	化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
5	浮遊物質	mg/L	200（日間平均 150）
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	mg/L	30
8	フェノール類含有量	mg/L	5
9	銅含有量	mg/L	3
10	亜鉛含有量	mg/L	2
11	溶解性鉄含有量	mg/L	10
12	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
13	クロム含有量	mg/L	2
14	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000
15	窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
16	りん含有量	mg/L	16（日間平均 8）

- 備考）
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
  - この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
  - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
  - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
  - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
  - 窒素含有量及びりん含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
  - 燐含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表 2.2-38 上乘せ排水基準の区域

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」

（昭和 48 年 3 月 31 日 福岡県条例第 8 号 最終改正 平成 13 年 12 月 21 日 条例第 54 号）

区域の名称	範 囲
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く。）

- 備考） この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画によつて表示されたものとする。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

表 2.2-39 (1) 上乗せ排水基準 (博多湾水域)

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」

(昭和 48 年 3 月 31 日 福岡県条例第 8 号 最終改正 平成 13 年 12 月 21 日 条例第 54 号)

			項目及び物質並びにその許容限度												
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質 質量 (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)		フェノール類 含有量 (mg/L)				
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	動植物 油脂類 最大	鉱油類 最大		最大			
											最大		最大		
1 これらに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に 所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100							
		既設事業場	畜産食品製造業 水産食品製造業 小麦粉製造業 パン製造業 菓子製造業 飲料製造業 ぶどう糖製造業 水あめ製造業 繊維製品製造業 と畜業	60	80			80	100	15					
	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	既設事業場	砂糖製造業	60	80	60	80	80	100						
			パルプ製造業及び 紙製造業	60	80			70	100						
			写真現像業	60	80	60	80								
			し尿処 処施設	30	45			90	120						
			し尿処 処施設	90	120			120	150						
			下水道終末処理施設	20	30			70	100						
			合成樹脂製造業									1			
			その他の施設	90	120			120	150						
			新規事業場	新規事業場	し尿処理施設	30	45			90	120				
					追加指定施設	90	120			120	150				
					その他の施設	20	30	20	30	70	100	20		1	
			2 1を除く博多湾水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に 所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100				
					既設事業場	畜産食品製造業 水産食品製造業 飲料製造業 セメント製品製造業 と畜業	90	120	90	120	120	150	20		
				下水道整備地域以外の地域に所在するもの	既設事業場	し尿 処理施設	60	80	60	80	70	100			
						し尿 処理施設	30	45			70	100			
し尿 処理施設	60	80						90	120						
その他のし尿 処理施設	30	45						70	100						
下水道終末処理施設	20	30						70	100						
その他の施設	90	120				90	120	120	150						
新規事業場	新規事業場	し尿処理施設				30	45			70	100				
		下水道終末処理施設				20	30			70	100				
		追加指定施設				90	120	90	120	120	150				
		その他の施設				排水量 2,000m <sup>3</sup> /日以上	20	30	20	30	25	30	2	2	1
						500 m <sup>3</sup> /日以上 2,000m <sup>3</sup> /日未満	40	50	40	50	50	70	10	2	1
						排水量が 500m <sup>3</sup> /日未満	60	80	60	80	70	100	15	2	1

※ 那珂川、御笠川及び河口海域

福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津 5 丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によつて囲まれた海域に限る。

表 2.2-39 (2) 上乗せ排水基準 (博多湾水域)

- 1 この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画によつて表示されたものとする。
- 2 「特定施設」とは法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、1 日の通常の排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排出水について適用する
- 5 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。）に限つて適用する。
- 6 「下水道整備地域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 7 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限つて適用する。
  - (2) 下水道整備地域に所在していなかつた特定事業場が下水道整備地域に所在することとなつた場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用する。
- 8 施行令別表第 1 第 72 号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 9 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
  - (1) 施行令別表第 1 第 66 号の 2、第 66 号の 5 から第 66 号の 7 まで、第 68 号の 2 又は第 71 号の 2 に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く。）が施行令別表第 1 第 72 号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成 3 年 8 月 1 日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
  - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう。）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となつた場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 10 一の項において「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和 48 年 4 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 11 二の項において「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 12 一の項において「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。
  - (1) 施行令別表第 1 第 66 号の 2 及び第 71 号の 2 に掲げる施設であつて、昭和 49 年 12 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (2) 施行令別表第 1 第 64 号の 2 及び第 69 号の 2 に掲げる施設であつて、昭和 51 年 6 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (3) 施行令別表第 1 第 68 号の 2 及び第 71 号の 3 に掲げる施設であつて、昭和 54 年 5 月 10 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (4) 施行令別表第 1 第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 21 号の 2 から第 21 号の 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 70 号の 2 及び第 71 号の 4 に掲げる施設であつて、昭和 57 年 1 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (5) 施行令別表第 1 第 69 号の 3 に掲げる施設であつて、昭和 57 年 7 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (6) 施行令別表第 1 第 66 号の 3 から第 66 号の 7 までに掲げる施設であつて、昭和 63 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (7) 施行令別表第 1 第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設であつて、平成 3 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (8) 施行令別表第 1 第 63 号の 3 に掲げる施設であつて、平成 13 年 7 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
- 13 「合併処理（を行うもの）」及び「単独処理（を行うもの）」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。

## (カ) 土壌の汚染に係る規制

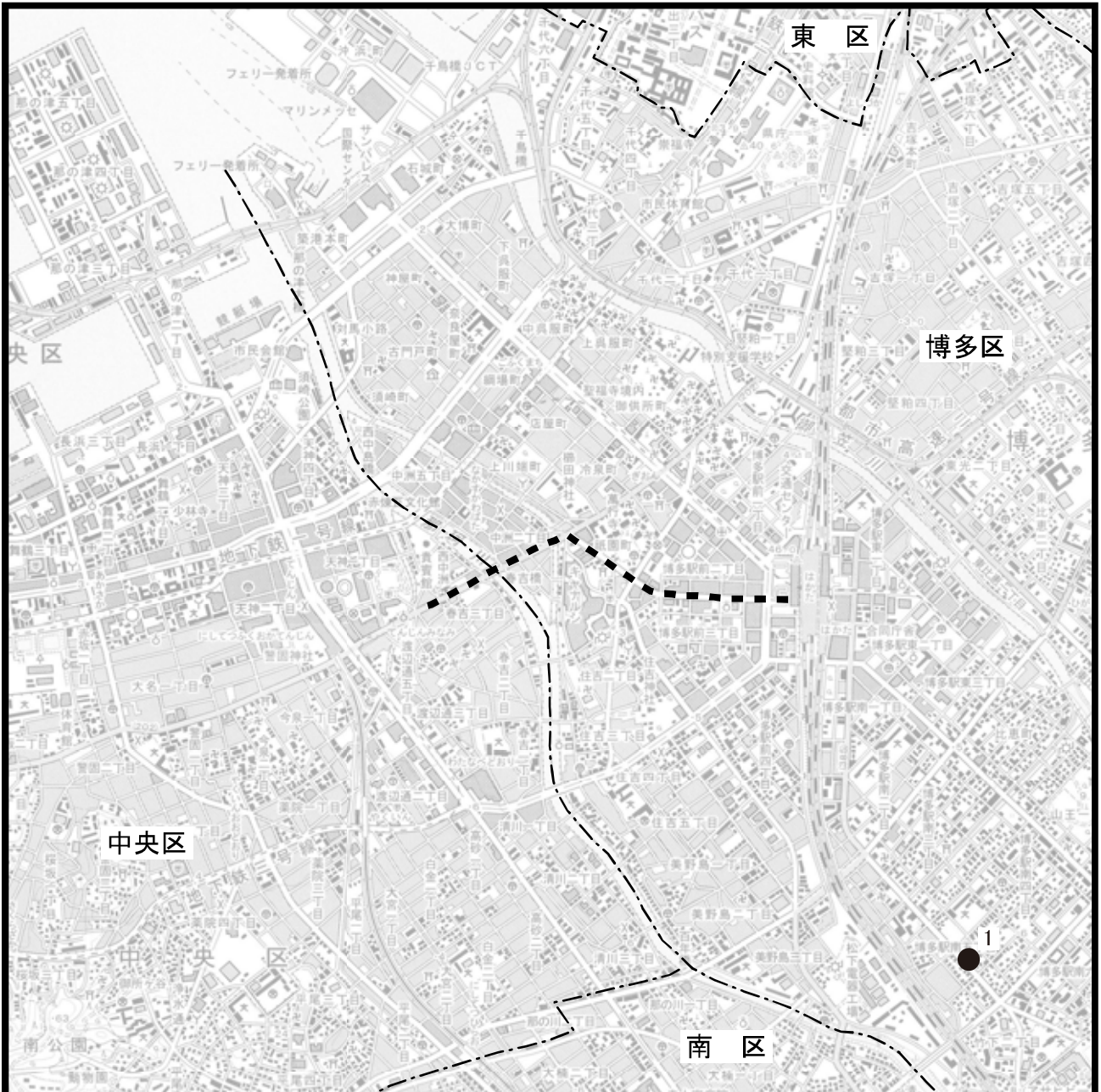
「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号 最終改正 平成 23 年 6 月 24 日 法律第 74 号）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項により、土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しない時は、健康被害のおそれの有無により要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、公示することとしています。

対象事業実施区域及びその周辺における形質変更時要届出区域の指定状況は、表 2.2-40 及び図 2.2-14 に示すとおりです。なお、要措置区域の指定はありません。

表 2.2-40 形質変更時要届出区域の指定状況

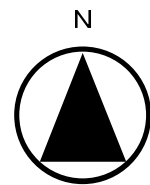
図中 番号	整理 番号	指定 年月日	指定 番号	所在地	区域の 面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
1	整-16-1	H17.3.14	形-1号	博多区博多駅南 5-83-2	264.46m <sup>2</sup>	六価クロム化合物

出典：「福岡市の環境」（福岡市ホームページ）

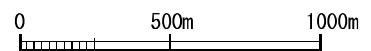


凡 例

- 対象事業実施区域
- 形質変更時要届出区域



1 : 25,000



出典：「福岡市の環境」（福岡市ホームページ）

図 2.2-14 形質変更時要届出区域

## ウ その他の環境に関する法令に基づく地域地区の指定状況

## (ア) 指定された地域等の存在するもの

## a. 「都市公園法」の規定により指定された都市公園

対象事業実施区域及びその周辺における「都市公園法」（昭和31年4月20日 法律第79号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく都市公園（特殊公園、広域公園、運動公園、総合公園）の状況は、表2.2-41及び図2.2-15に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-41 都市公園の概況

種 別	公 園 名	面 積 (ha)
総合公園	東 公 園	7.0
総合公園	南 公 園	31.5

## b. 「都市公園法」の規定により指定された都市緑地

対象事業実施区域及びその周辺における「都市公園法」に基づく都市緑地の状況は、表2.2-42及び図2.2-16に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-42 都市緑地の概況

図中番号	名 称
1	第9号千代北緑地
2	第4号須崎緑地
3	第20号住吉緑地
4	第25号赤坂緑地
5	第21号桜坂緑地



c. 「都市緑地法」の規定により指定された特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく特別緑地保全地区の状況は、表2.2-43及び図2.2-17に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-43 特別緑地保全地区の概況

図中番号	地区名	面積 (ha)
1	住吉特別緑地保全地区	2.8
2	平尾東特別緑地保全地区	0.4
3	赤坂特別緑地保全地区	1.6
4	御供所特別緑地保全地区	6.0
5	浄水特別緑地保全地区	0.6
6	上川端特別緑地保全地区	0.8
7	博多駅前特別緑地保全地区	1.2
8	警固特別緑地保全地区	0.9
9	天神特別緑地保全地区	0.6
10	山王特別緑地保全地区	0.4
11	桜坂特別緑地保全地区	0.6

d. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」の規定により指定された緑地保全林地区

対象事業実施区域及びその周辺における「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」（昭和49年4月1日 福岡市条例第32号 最終改正 平成17年3月31日 福岡市条例第57号）に基づく緑地保全林地区の状況は、表2.2-44及び図2.2-18に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-44 緑地保全林地区の概況

地区名	面積 (ha)
大宮緑地保全林地区	0.10
警固緑地保全林地区	0.15

e. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により指定された鳥獣保護区等の地域

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく鳥獣保護区等の状況は、表2.2-45及び図2.2-19に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-45 鳥獣保護区等の概況

名称	期限	面積	指定区分	所在地
福岡市鳥獣保護区	H28. 11. 14	約 26,454ha	福岡県	福岡市・糟屋郡新宮町 ・糟屋郡久山町

出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成22年10月 福岡県）

## f. 「都市計画法」の規定により指定された風致地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号 最終改正 平成23年12月14日 法律第124号）に基づく風致地区の状況は、表2.2-46及び図2.2-20に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-46 風致地区の概況

図中番号	地区名	面積 (ha)
1	東公園風致地区	7.9
2	桜坂風致地区	19.4
3	福岡城址風致地区	107.2
4	住吉宮風致地区	2.6
5	南公園風致地区	86.8
6	警固風致地区	14.3

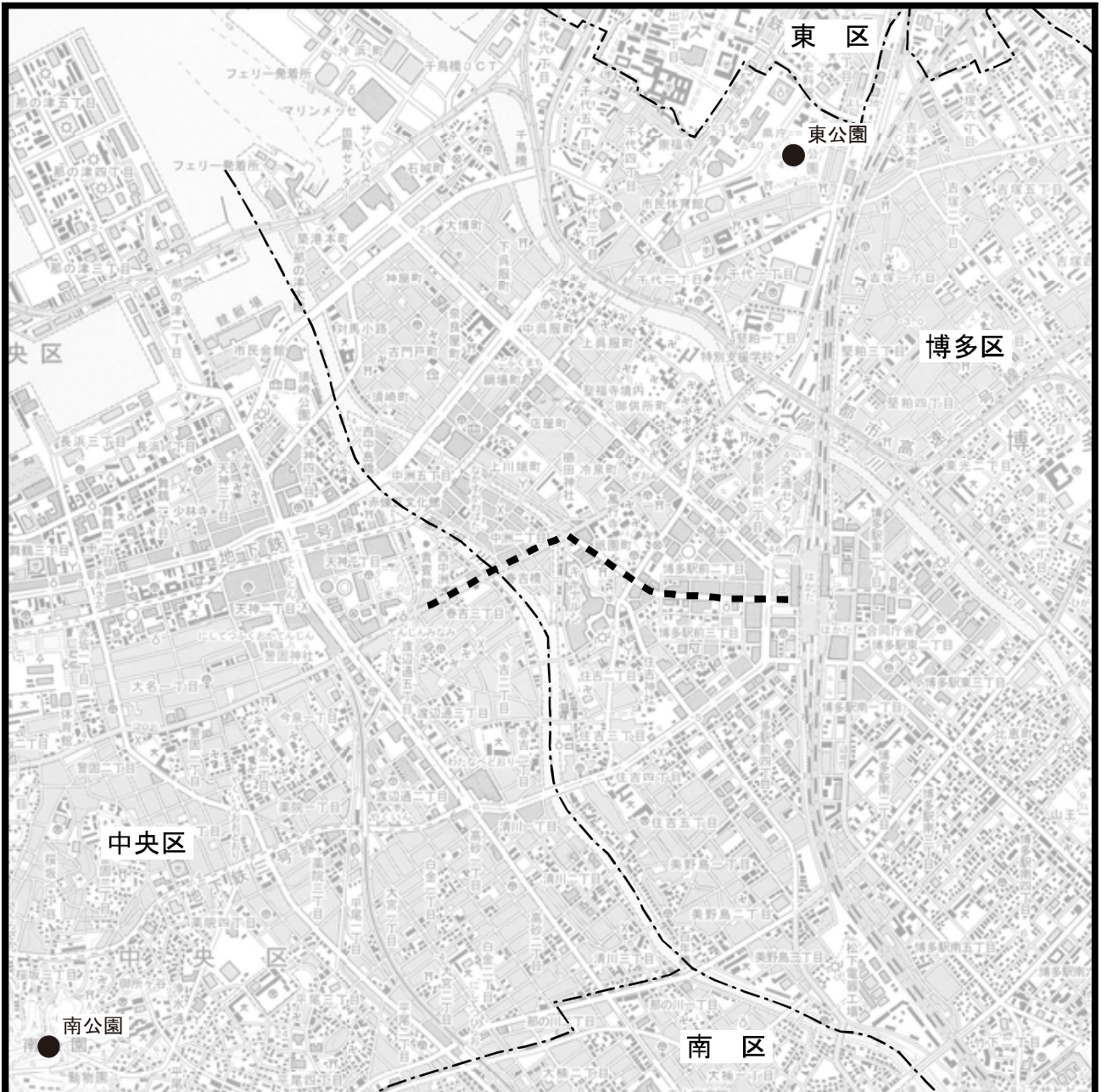
## g. 「景観法」の規定により指定された都市景観形成地区

福岡市では、「景観法」（平成16年6月18日 法律第110号 最終改正 平成23年12月14日 法律第124号）に基づく「福岡市景観計画」が策定されており、同計画による対象事業実施区域及びその周辺の都市景観形成地区の指定状況は、表2.2-47及び図2.2-21に示すとおりです。

はかた駅前通り地区都市景観形成地区の一部が対象事業実施区域に該当していることから、区域内で建築行為を行う場合、景観法第16条に基づき、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出する必要があります。

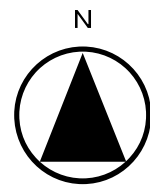
表 2.2-47 都市景観形成地区の概況

地区名	面積 (ha)
御供所地区都市景観形成地区	28.0
天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区	15.7
はかた駅前通り地区都市景観形成地区	7.0

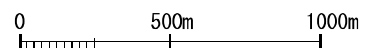


凡 例

- 対象事業実施区域
- 都市公園（総合公園）

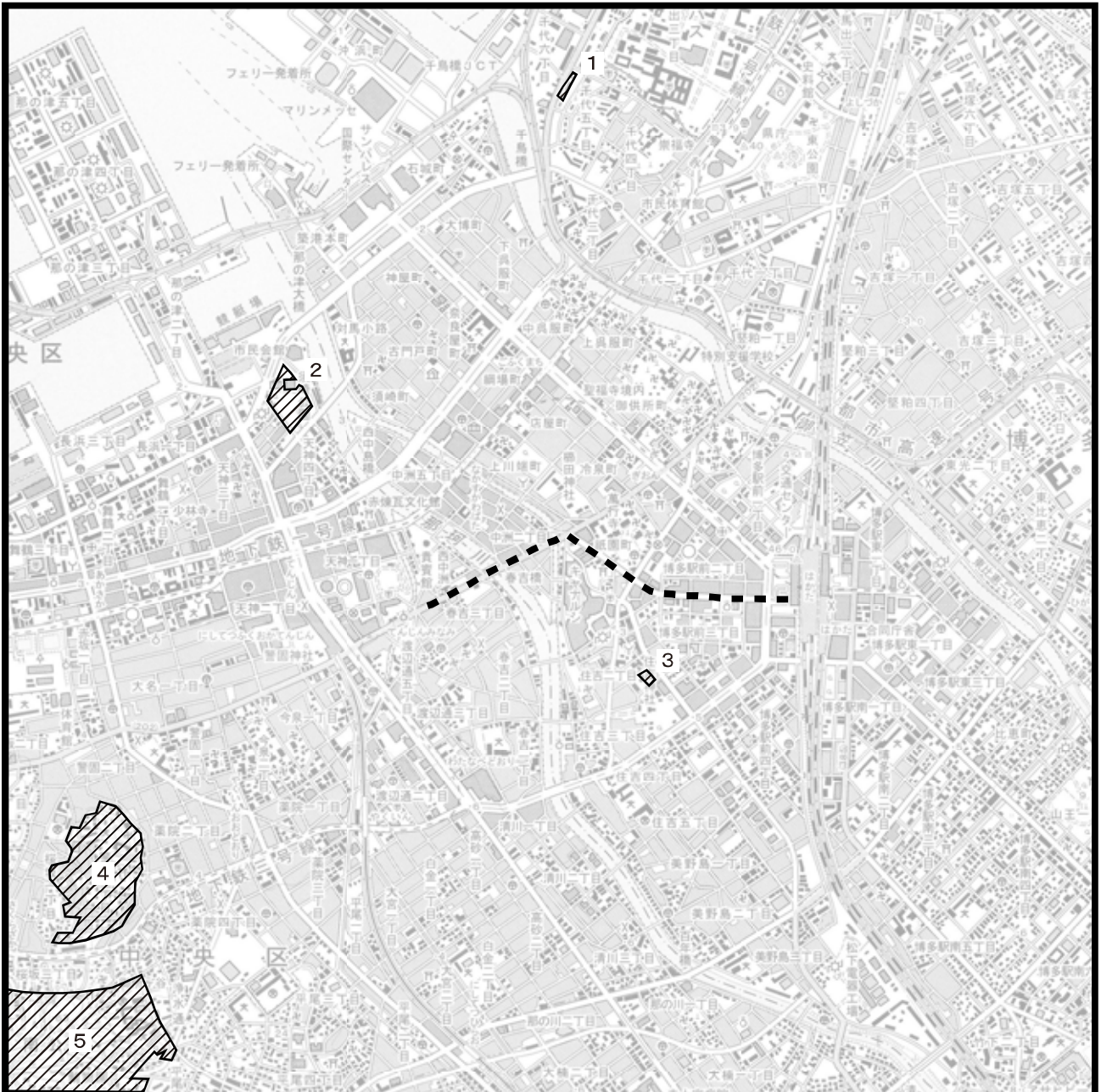


1 : 25,000




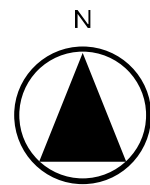
出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-15 都市公園の位置図

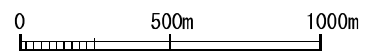


凡 例

- 対象事業実施区域
-  都市緑地

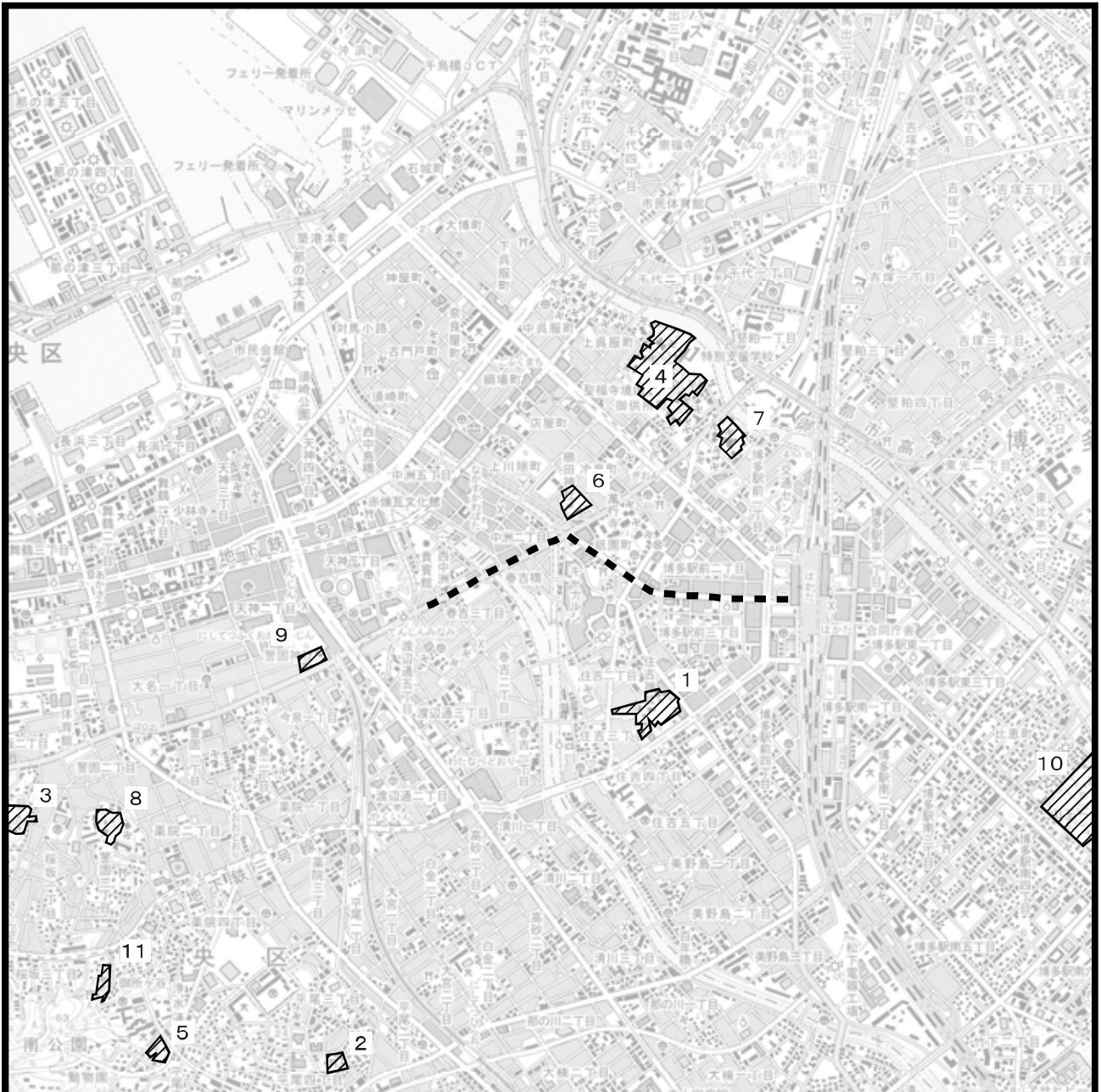


1 : 25,000




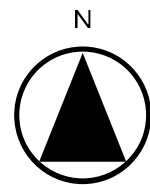
出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-16 都市緑地の位置図

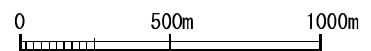


凡 例

- 対象事業実施区域
-  特別緑地保全地区

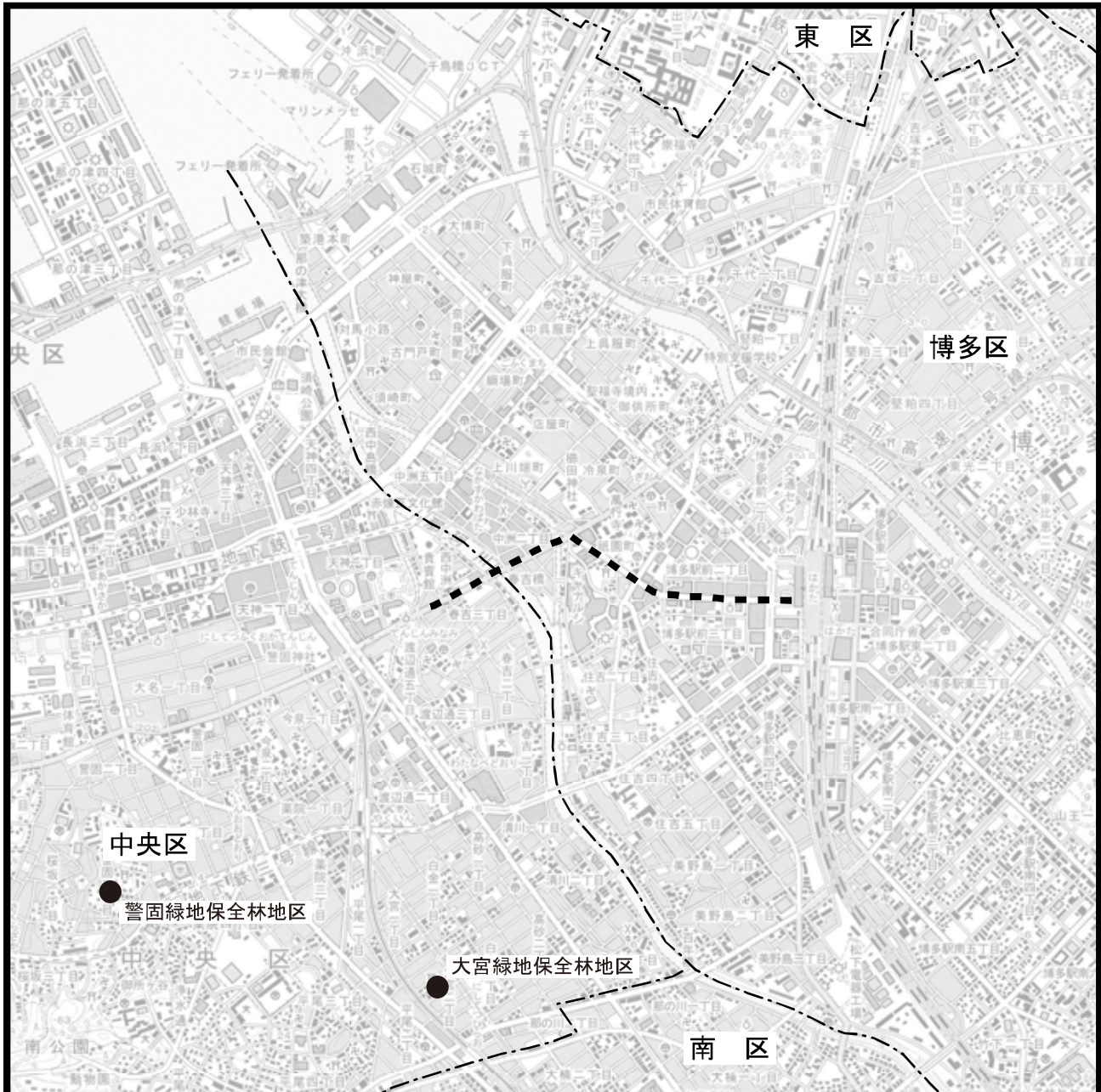


1 : 25,000



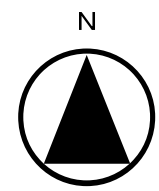
出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-17 特別緑地保全地区の位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- 緑地保全林地区

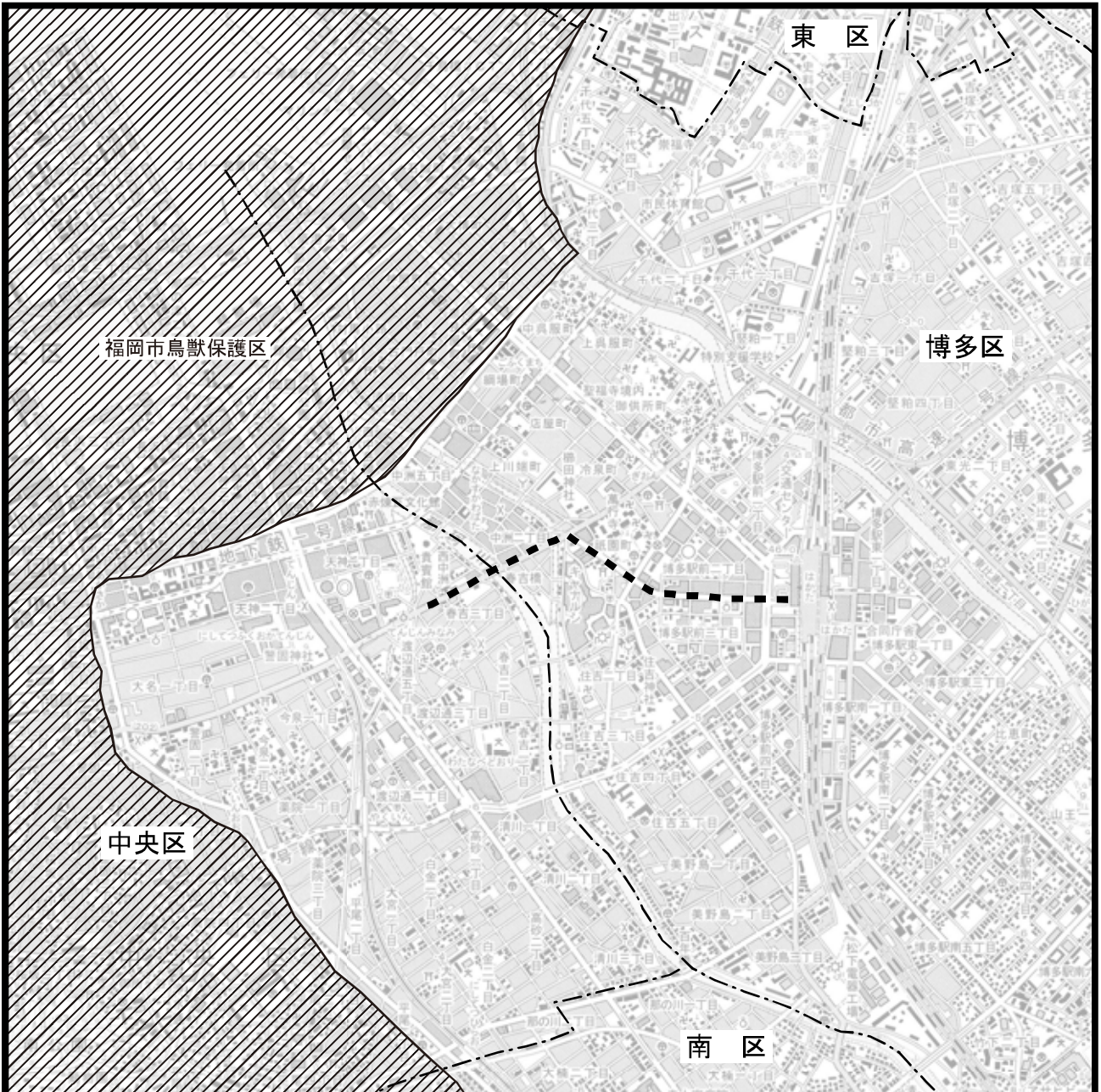


1 : 25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

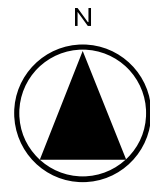
図 2.2-18 緑地保全林地区の位置図



凡 例

----- 対象事業実施区域

 鳥獣保護区

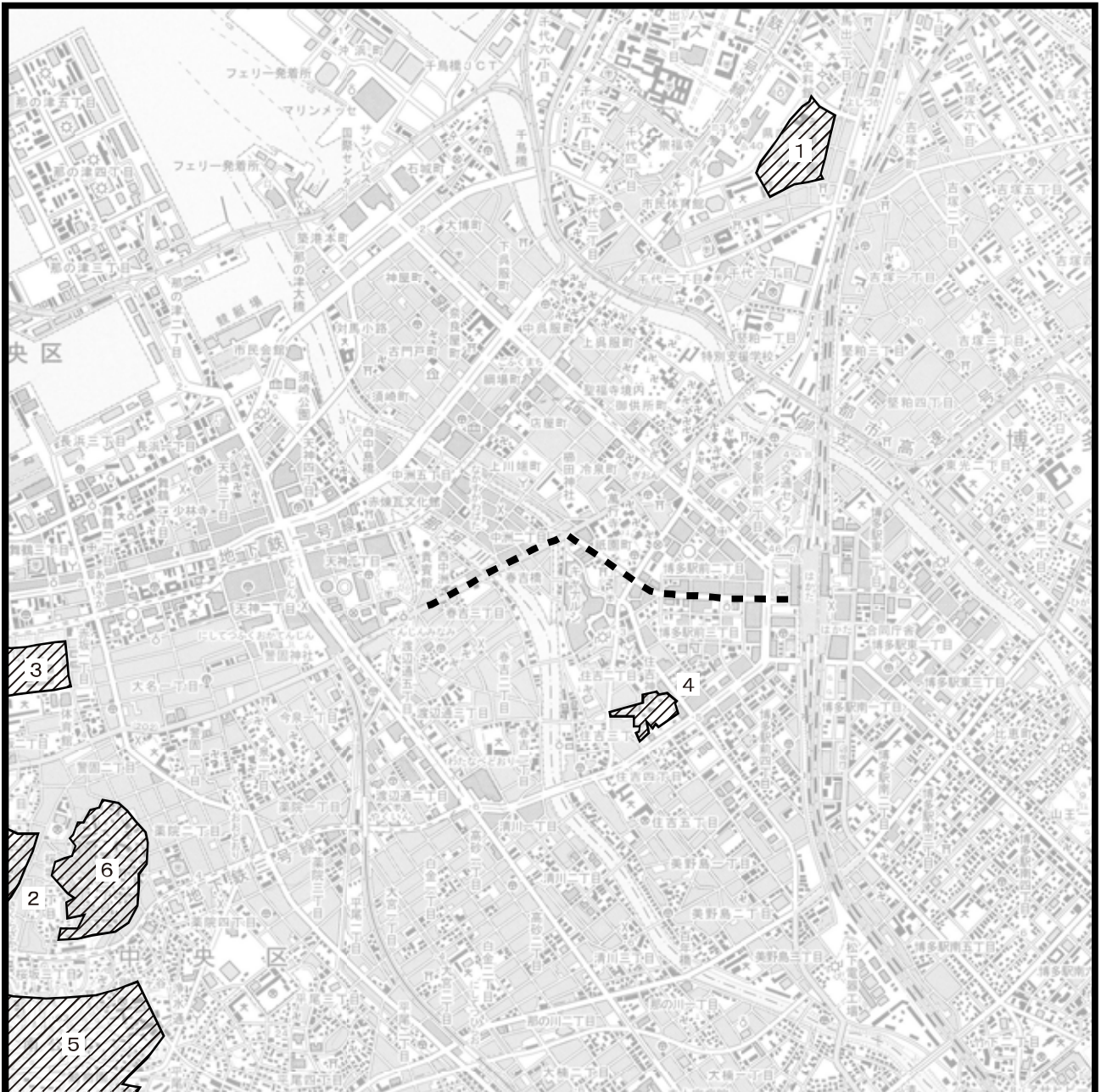


1 : 25,000

0 500m 1000m

出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成 23 年 10 月 福岡県）

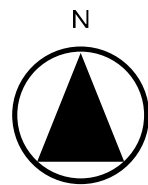
図 2.2-19 鳥獣保護区等の位置図



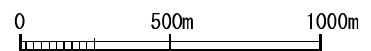
凡例

----- 対象事業実施区域

 風致地区



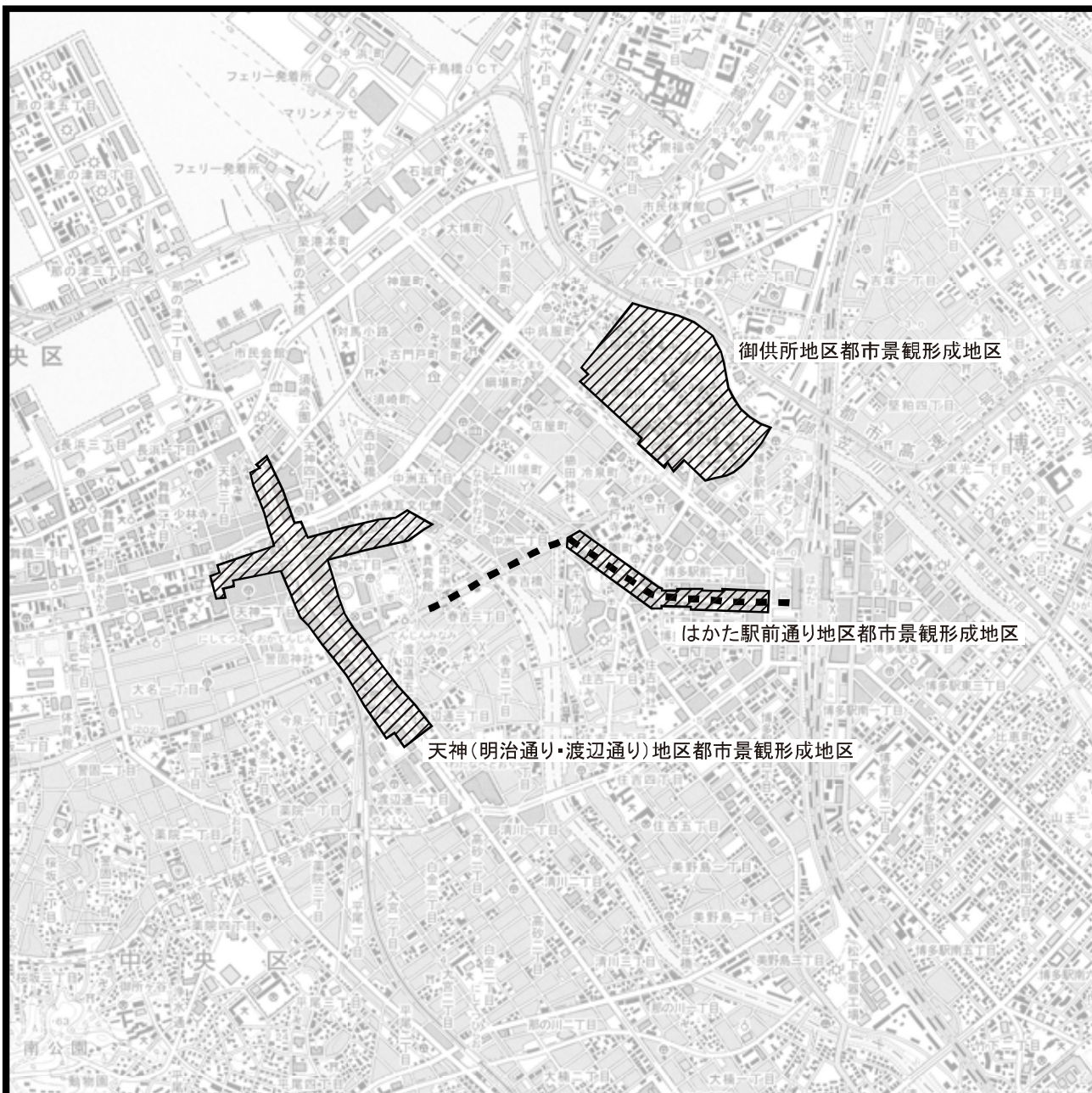
1 : 25,000




出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-20 風致地区の位置図



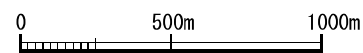


凡 例

- 対象事業実施区域
-  都市景観形成地区



1 : 25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-21 都市景観形成地区の位置図

## (イ) 指定された地域等の存在しないもの

対象事業実施区域及びその周辺には、以下の法令等により指定された地域等は存在しません。

## a. 「自然公園法」の規定により指定された国立公園及び国定公園

「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、指定された国立公園及び国定公園。

## b. 「福岡県立自然公園条例」の規定により指定された県立自然公園

「福岡県立自然公園条例」（昭和 38 年 3 月 23 日 福岡県条例第 25 号 最終改正 平成 24 年 3 月 28 日 福岡県条例第 25 号）に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかることを目的として、指定された県立自然公園。

## c. 「自然環境保全法」の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。

## d. 「福岡県環境保全に関する条例」の規定により指定された県自然環境保全地域及び野生動物保護地区

「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年 10 月 18 日 福岡県条例第 28 号 最終改正 平成 23 年 2 月 28 日 福岡県条例第 12 号）に基づき、環境の保全を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された（県）自然環境保全地域及び野生動植物保護地区。

## e. 「福岡県自然海浜保全地区条例」の規定により指定された県自然海浜保全地区

「福岡県自然海浜保全地区条例」（昭和 55 年 7 月 17 日 福岡県条例第 24 号 最終改正 平成 17 年 3 月 30 日 福岡県条例第 22 号）に基づき、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された（県）自然海浜保全地区。

f. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の規定により指定された世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日 条約7号）に基づき、顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを、人類のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とし、世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域。

g. 「生産緑地法」の規定により指定された生産緑地地区

「生産緑地法」（昭和49年6月1日 法律第68号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）に基づき、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された生産緑地地区。

h. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」の規定により指定された市民緑地

「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」（昭和49年4月1日 福岡市条例第32号 最終改正 平成17年3月31日福岡市条例第57号）に基づき、都市における緑地が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、良好な都市環境の形成を図る事を目的として指定された市民緑地。

i. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規定により指定された生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、国内希少野生動植物種の保存のため指定された生息地等保護区の区域。

j. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により指定された休猟区及び特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として指定された休猟区及び特定猟具使用禁止区域。

### k. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の規定により指定された登録簿に掲げられる湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 10 月加入 最終改正 平成 6 年 5 月 1 日施行）に基づき、広く水辺（湿原、湖、溪流、浅い海などの水域）の自然生態系を保全することを目的として指定された登録簿に掲げられる湿地の区域。

### l. 「景観法」の規定により指定された景観地区及び準景観地区

「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日 法律第 124 号）に基づき、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として指定された景観地区及び準景観地区。

### m. 「森林法」の規定により指定された保安林

「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号 最終改正 平成 24 年 6 月 27 日 法律第 42 号）の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健または名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林。

### n. 「海岸法」の規定により指定された海岸保全区域

「海岸法」（昭和 31 年 5 月 12 日 法律第 101 号 最終改正 平成 23 年 5 月 2 日 法律第 37 号）に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として指定された海岸保全区域。

### o. 「砂防法」の規定により指定された砂防指定地

「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号 最終改正 平成 22 年 3 月 31 日 法律第 20 号）に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは規制すべき土地として指定された砂防指定地。

### p. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号 最終改正 平成 17 年 7 月 6 日 法律第 82 号）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的として指定された急傾斜地崩壊危険区域。

### q. 「地すべり等防止法」の規定により指定された地すべり防止区域

「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号 最終改正 平成 24 年 6 月 27 日 法律第 42 号）に基づき、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的として指定された地すべり防止区域。

### r. 「工業用水法」の規定により指定された地下水の採取規制地域

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号 最終改正 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号）に基づき、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域の工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的として指定された地下水の採取規制地域。

### s. 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の規定により指定された地下水の採取規制地域

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号 最終改正 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号）に基づき、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として指定された建築物用地下水の採取を規制する地域。

## 2.2.5 その他の事項

## ア 公害苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における平成 22 年度の公害苦情の発生状況は、表 2.2-48 に示すとおりです。

福岡市、博多区、中央区それぞれ騒音の苦情件数が最も多い結果となっています。

表 2.2-48 公害苦情の処理件数（平成 22 年度）

区分 地域	大気汚染 (件)	水質汚濁 (件)	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)	その他 (件)	合計 (件)
福岡県	784	439	525	22	569	1,571	3,910
福岡市	139	56	178	14	100	29	516
博多区	17	12	29	4	17	1	80
中央区	10	1	33	3	11	2	60

出典：「平成23年版 環境白書」（平成23年12月 福岡県）  
「福岡市統計書（年報）平成23年（2011年版）」（平成24年3月 福岡市）

## イ 廃棄物

## (7) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準等を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号 最終改正：平成 24 年 8 月 1 日 法律第 53 号）が定められています。

同法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理するとされています。また、一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつこととされています。

## (4) 廃棄物等の再利用の現況

平成 21 年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約 117 万トンとなっており、平成 20 年度に比べ 20 万トン（約 15%）減少しています。種類別の発生量は、がれき類が約 69 万 3 千トン、汚泥が約 20 万 7 千トンであり、この 2 種類で全体の 3/4 を占めています。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約 7 千 1 百トンとなっています。

また、産業廃棄物中間処理の状況については、市内で 77 万トンが処理され、このうち最も多いがれき類の 9 割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われています。

さらに、市内の最終処分場において埋立処分される量は、約 8 万 6 千トンであり、平成 20 年度に比べ約 4 万 8 千トン（35.8%）減少しています。

## (ウ) 廃棄物等の処理施設等の状況

福岡市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に規定される産業廃棄物処理施設は67施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は9施設です（平成24年4月1日現在）。また、残土の福岡市指定処分場は3施設です（平成24年2月17日現在）。

なお、対象事業実施区域では、中間処理施設及び残土の福岡市指定処分場は存在しません。

## ウ 対象事業を実施するに当たって必要とされる許可、認可、承認その他の処分及び届出であって法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づくものの名称

対象事業を実施するに当たって必要とされる主な許可、認可、承認などについては、表2.2-49に示すとおりです。

表 2.2-49 対象事業の実施に必要とされる許可・認可・承認など

許認可等	法
都市計画決定	都市計画法
鉄道事業許可	鉄道事業法
道路の占用の許可	道 路 法

## エ 福岡市環境基本計画その他の環境に関する施策の適用状況とその内容

## (7) 福岡市 新・基本計画

福岡市は、新しい福岡づくりの基本方向として「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～」を掲げ、平成27年を目標年次とした「福岡市新・基本計画」を平成15年3月に策定しています。

この計画は、大転換・大変革の時代を迎えており、自ら福岡、九州、そしてアジアの現状を見つめ、独自の都市経営の方向を明らかにし、勇気を持って新時代のまちづくりに挑戦していくために策定したものです。

## (イ) 福岡市環境基本計画（第二次）

福岡市では、「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、ごみ減量・リサイクルや温暖化対策、自動車交通公害対策、自然環境の保全などの取り組みをより一層推進するため、平成27年度までを計画期間とした「福岡市環境基本計画（第二次）」を平成18年7月に策定しています。

この計画は、福岡市環境基本条例（平成8年9月26日 福岡市条例第41号）第7条に定められた環境の保全及び創造に関する基本的な計画であり、また「福岡市新・基本計画」（平成15年3月）を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針となるものです。

### (ウ) 新循環のまち・ふくおか基本計画

福岡市では、平成 23 年 12 月に「新循環のまち・ふくおか基本計画―第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画―」を策定しています。

基本計画では、循環型社会をつくるために「低炭素社会」や「自然共生社会」への配慮や循環型社会ビジネス振興など、新たな視点も加味した一般廃棄物の処理に関する計画であり、ごみをできるだけ出さない取り組みや、資源として利用する取り組みを進めるための基本的な方向性を定めています。

基本計画の目標として、平成 37 年度のごみ処理量の目標を 47 万 t（平成 21 年度に対し 11 万トン削減）とし、ごみのリサイクル率の目標は 38%（平成 21 年度に対し 10%削減）を達成することとしています。

### (イ) 福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）

福岡市では、市民・事業者・行政それぞれの協働のもとに、地球温暖化防止に向けて取り組むための計画として、平成 6 年 3 月に、福岡市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

その後、平成 9 年 12 月の地球温暖化防止京都会議（COP3）における京都議定書の採択など地球環境問題を取り巻く状況の変化を受け、平成 13 年 3 月、ふくおか 2010 アクションプラン（第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画）を策定しました。

しかし、平成 16 年度の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年度（平成 2 年度）と比べ 23%増加しており、このまま対策を講じない場合、2010 年度には約 38%増加すると予測されたため、各主体が連携して、より実効性の高い施策の展開が必要なことから、平成 18 年 7 月、福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）を策定しました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号 最終改正 平成 23 年 6 月 24 日 法律第 74 号）第 20 条に規定される「その区域の自然社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める」ための計画で、「福岡市環境基本条例」に定められた「福岡市環境基本計画」を推進するための地球温暖化対策についての部門別計画として位置づけられます。



## (オ) 福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）

福岡市では、自動車交通公害対策を総合的かつ計画的に推進し、環境に優しい快適な都市の創出をめざすため、平成5年に「福岡市環境基本計画」の部門別計画となる「福岡市自動車交通公害防止計画」を、平成14年4月に「第二次福岡市自動車交通公害防止計画」を策定しました。その後、第二次計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況を点検するとともに、市内外における取り組みの動向を踏まえながら、現状における問題点・課題を明確にし、より有効な対策を講じていくため、「福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）」を策定しています。

本計画は、基本理念「環境に優しい交通行動への転換」のもと、自動車交通に起因した環境負荷を、総合的に低減させるための効果的な対策についてまとめたものです。

## (カ) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市環境配慮指針は、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと誘導するための指針として平成4年3月に策定しました。

この指針は平成19年2月に第二次改訂し、福岡市環境影響評価条例に係る事業の事前配慮や事前調査への活用や各種開発事業など環境に影響を及ぼすおそれのある事業における環境への配慮の指針として活用されています。

この指針の中では環境配慮事項として、ゾーン別環境配慮方向と事業別環境配慮事項を挙げています。

ゾーン別環境配慮方向は、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく4つのゾーンに区分し、各ゾーン毎の特性に従い、それぞれの地域で必要な環境配慮の方向を示したもので、環境特性と調査対象事項（自己チェックポイント）、環境配慮方向から構成されるマトリクスによって整理されています。環境特性では、それぞれのゾーンの持つ環境特性を明らかにし、調査対象事項では、事業と環境との関係において事前に確認しておくべき事項を示しています。

事業別環境配慮事項は、市内で実施される開発事業等を11区分し、自己チェックポイント、環境配慮事項から構成される環境配慮マトリクスによって整理されています。環境特性では、それぞれの事業と環境との関わり方を明らかにし、「計画」「工事」「供用・管理」といった事業進行の各段階に応じて事業対象地の特性、施工内容・工事の特性などを自己チェックポイントを用いてチェックし、それをもとにスコーピング（対象項目の絞り込み）の手法により、適切な環境配慮事項を検討できるように、取りまとめています。